E

令和５年度ウイルス性肝炎更新申請に関する重要なお知らせ

令和５年度の更新申請について、下記の点に特にご留意いただき申請をお願いします。

１　受給者証の有効期間について

ウイルス性肝炎医療受給者証（国制度・水色）については、指定難病と異なり、受給者証の有効期間は延長しません。(現在お持ちの受給者証の有効期間の終期は令和５年９月３０日です。)

２　更新申請の受付期間の変更

ウイルス性肝炎の更新申請の受付期間を次のとおり変更します。(1か月前倒します)

【受付期間】

これまで		令和５年度から
７月１日～９月３０日	⇒	**６月１日～８月３１日**

３　市町村民税課税年額を証明する書類について

申請の時期により次の表のとおり必要な課税証明書が異なります。

申請時期	課税証明書の年度
①６月１日（木）～３０日（金）	令和４年度（令和３年分） または、令和５年度（令和４年分）
②７月１日（土）～８月３１日（木）	令和５年度（令和４年分）

申請時期①（６月１日～３０日）の場合、令和４年度または令和５年度いずれかの証明書の提出が可能ですが、次のとおり取り扱いますので、6月に申請される場合は、十分留意の上、ご自身に有利な年度の課税証明を提出してください。

【取扱】

ア　必ず世帯全員で課税証明の年度を揃えて提出してください。

イ　令和４年度の証明書を提出した場合、申請後に課税年度更新を理由とした自己負担額の変更は対応できません。

裏面もご確認ください

【対応できない事例】

（事例１）

６月１日に令和４年度証明書（市町村民税が課税）を提出後、７月に令和５年度の課税証明書を確認したところ市町村民税が非課税であっても、既に令和４年度の課税証明を提出しているため、令和４年度の課税年額で判定します。　※月額１万円の自己負担

（事例２）

６月１日に令和４年度証明書（市町村民税が課税（23万5千円以上）を提出後、７月に令和５年度の課税証明書を確認したところ市町村民税が23万5千円未満であっても、既に令和４年度の課税証明を提出しているため、令和４年度の課税年額で判定します。※月額２万円の自己負担

４　様式に関する変更事項等

今年度から、道から送付する申請書にあらかじめ登録されている情報を印字していますので、記載例を参考に、必要に応じて修正・加筆してください。（訂正印は不要）

また、今年度の更新から同意書（様式２－２）を廃止しました。

５　市町村民税額世帯合算対象除外申請

月額自己負担限度は、原則世帯全員の市町村民税課税年額を合算し、次の表のとおり判定します。

ただし、申請書裏面上段に記載している条件に該当する場合、市町村民税課税年額の合算対象から除外することができますので、除外を希望される場合は、申請書に必要事項を記載し、添付書類を併せて提出してください。

世帯の市町村民税（所得割）課税年額	月額自己負担限度額
０円（非課税世帯）	０円
２３万５千円未満	１万円
２３万５千円以上	２万円

【対象事例】

子が「受給者及び受給者の配偶者」と「地方税法上及び医療保険上」扶養関係にないので合算除外申請を行うことで、月額自己負担限度額が１万円となります。

受給者（市町村民税５万円課税）

子（市町村民税２０万円課税）

受給者の配偶者（非課税）

６　有効期間満了（９月３０日）後の申請

有効期間満了（９月３０日）後、12 月 31 日までは「更新申請」として取扱いますが、受給者証の有効期間の始期は、「申請月の１日」からとなります。

【対象事例】

ア　11 月中に申請した場合、新しい受給者証の有効期間は「11 月１日から」となるので、10 月に医療機関等で支払った治療費等は医療費助成の対象外となります

イ　12 月中に申請した場合、新しい受給者証の有効期間は「12 月１日から」となるので、10 月・11 月に医療機関等で支払った治療費等は医療費助成の対象外となります

７　その他

提出された書類に不備や不足があると道庁からお問い合わせさせていただくなど、認定審査に時間がかかりますので、申請書の裏面や必要書類一覧で添付書類を確認の上、提出してください。

※書類の不備・不足が解消されるまでは、審査ができないことから、受給者証は交付できません。